

〔 案 〕

契 約 書

別紙 4

札幌市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、〇〇〇で使用する〔特別〕高圧電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この約款に定める承諾、通知、請求、催告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約金額）

- 第 2 条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」の単価とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（契約期間）

- 第 3 条 契約の期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

- 第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第 5 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（契約電力）

- 第 6 条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、仕様書に示す契約電力による。

（契約電力の変更）

- 第 7 条 契約電力が 500kW 以上の施設において、前条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。
- 2 発注者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- 3 契約電力が 500kW 未満の施設の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力が 500kW 以上となる場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(使用電力量の増減)

第8条 発注者がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第9条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して10日以内に検査を終えなければならない。

3 前2項のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(電気料金の算定期間)

第10条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第11条 受注者は、第9条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定する。

(1) 仕様書等に示す契約電力に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額を合算した額

(2) 力率の変動、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）

3 前項の電気料金の算定に際し1円未満の端数が生じる場合は、前項第1号及び第2号に掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第3号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。

4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に電気料金を支払わなければならない。

5 請求にあたり、需要場所ごとに算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、取り決めるものとする。

6 発注者の責めに帰すべき事由により、第4項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。

7 発注者がその責めに帰すべき事由により第9条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

8 第6項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定

された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で算定した金額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（算式）再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数は切捨てとする。
（事情変更）

第 12 条 この契約を締結した後において、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者が協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

3 電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、通知をもって協議に代えることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

（損害賠償の負担）

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による電力供給の停止等により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

3 第 1 項の規定による発注者に対する損害賠償の額は、第 14 条の 2 の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

（発注者の解除権）

第 14 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）履行期間内において電力供給を履行しないとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

（1）電力供給が履行不能であるとき。

（2）電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

（5）この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行

為をしたとき。

(6) 第5条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第7号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

5 発注者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第14条の2 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は、解除日から契約期間の満了日までの間に対応する予定使用電力量を基にして第11条第2項の規定

により計算して得た額の 100 分の 10 に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

（談合行為に対する措置）

第 15 条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による電力の供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

（資料の提供）

第 17 条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

（守秘義務）

第 18 条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

(契約保証金の返還)

第 19 条 発注者は、受注者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第 21 条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋 元 克 広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名